

掛川市規則第1号

掛川市空き家等の適正管理に関する条例施行規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査員証)

第2条 条例第6条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入調査員証（別記様式）によるものとする。

(公表)

第3条 条例第11条の規定による公表は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 掛川市公告式条例（平成17年掛川市条例第3号）第2条第2項に規定する掛川市役所掲示場への掲示
- (2) 当該空き家等の敷地への看板の設置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める方法

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表面）

9 cm

立 入 調 査 員 証	第 号
所 属 職 名 氏 名 生年月日	6 cm
上記の者は、掛川市空き家等の適正管理に関する条例第6条に規定する立入調査に従事する職員であることを証します。	
年 月 日	掛川市長 氏 名 印

（裏面）

（注意事項）

- 1 この証票は、空き家等の立入調査を実施する場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、所有者等その他関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。